

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示
 ○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 三三六

公 告
 ○肥料の登録の有効期間を更新した件二件 三三七

○土地改良事業の工事の完了について届出があつた件 三三八

○一般競争入札を行う件 三三九

○随意契約の相手方を決定した件五件 三四〇

○落札者を決定した件 三四一

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件 三四二

福島県人事委員会

○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 三四三

○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 三四四

正 誤

○平成二十八年五月二十七日付決定例第二千七百九十九号中 三四五

三四六

告 示

福島県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十八年六月三日から同年十月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンスーパーセンター鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 （変更前）一万六千七百七十八平方メートル
 （変更後）一万五千三百三十八平方メートル

2 駐車場の収容台数
 （変更前）千二百七十二台
 （変更後）千七百七十九台

三 変更しようとする年月日
 平成二十九年一月二十四日

四 届出年月日
 平成二十八年五月二十三日

五 届出をした者
 イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

公 告

公告第二百二十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十八年六月三日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			アルカリ分	酸カルシウム				
721	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシウム肥料	53.0		その他の制限事項および規格のとおあり。	福島石灰株式会社	東京都文京区向丘2丁目8番地14号	平成34年5月6日

772	副産石 灰肥料	50副産 石灰	50.0	含有を 許され る有害 成分の 最大量 及びそ の他の 制限事 項は、 公定規 格のと おり。	キユー ピータ マ株式 会社	東京都 調布市 仙川町 2丁目 5番地	平成34 年5月 14日
-----	------------	------------	------	--	-------------------------	---------------------------------	--------------------

(農業総合センター)

公告第百二十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十八年六月三日

福島県知事 内堀 雅雄

757	炭酸カ ルシウ ム肥料	53.0炭 酸カル シウム 肥料	保証成分量 (%)	その他 の規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			アルカリ分				
		53.0		その他 の制限 事項は 公定規 格のと おり。	日東粉 化工業 株式会 社	大阪府 大阪市 西淀川 区佃7 丁目2 番12号	平成34 年5月 13日

(農業総合センター)

公告第百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十八年六月三日	土地改良事業を行つた者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	福島県知事	内堀 雅雄	工事の完了年月日
	東根堰土地改良区	道林下	平成二十七年九月	平成二十八年一月二日			平成二十八年四月二日
	同	宮下	災害	平成二十七年九月二日			平成二十八年四月二日
			災害	関東・東北豪雨			○日
			災害	関東・東北豪雨			○日

(農村計画課)

公告第131号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道118号・（仮称）鳳坂トンネル工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 国道118号・（仮称）鳳坂トンネル工事 一式
- (2) 工事番号 第16-41320-0069号
- (3) 路線名 国道118号
- (4) 工事箇所 福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内地内 （仮称）鳳坂トンネル
- (5) 工事概要 トンネル工 L=2,499m、W=6.0(7.0)m
掘削（NATM工法）L=2,489.5m、覆工 L=2,497.6m
付替道路 L=319.1m
- (6) 工事日数 1,445日間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 構成員の全てが(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(7)から(9)までに掲げる条件を全て満足している者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (8) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、この公告の日から入札の日までの間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
 - (9) 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。
 - (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
 - (11) この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が800点以上であること。
 - (12) 建設工事において、入札の時点において内空断面積（覆工後の内空面積）40m²以上のNATM工法による道路トンネル工事を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績を有する者であること。
 - (13) 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
 - (14) この公告の時点で有効かつ最新の経営事項審査の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。

- (ウ) 建設工事において、入札の時点において内空断面積（覆工後の内空面積）40m²以上かつ同一路トンネルで施工延長500m以上のNATM工法による道路トンネル工事を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績を有する者であること。
- (コ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、建設工事において、入札の時点において内空断面積（覆工後の内空面積）40m²以上かつ同一路トンネルで施工延長500m以上のNATM工法による道路トンネル工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。以下同じ。）を有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。
- イ 構成員は、2者又は3者であること。
- ウ 自主結成であること。
- エ 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表であること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単体で本件入札に参加しないこと。
- カ 当該工事の施工計画が適切である者であること。
- (2) 共同企業体でない単独の者の資格要件
- ア (1)のアの(ウ)から(イ)まで及び(ウ)から(コ)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。
- イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(イ)から(コ)まで、イからエまで並びにカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(イ)から(コ)まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成28年6月20日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号
福島県中地方振興局出納室
電話024-935-1472
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、平成28年6月3日（金）から同年7月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び同年7月18日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- なお、福島県中地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。
- 5 入札説明書等の配布に関する事項
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年7月27日（水）午後2時
- (2) 場所 福島県郡山合同庁舎第1会議室（福島県郡山市麓山一丁目1番1号）
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年7月26日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249号第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格} \times 10,000,000$$

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。

エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者候補者の順位を決定する。

12 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福島県条例第21号）第2条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the contract : The construction work of the Hosaka-Tunnel(tentative name) on the Route118 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 27 July 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 26 July 2016
- (4) Contact point for the notice : Treasury Office, Ken-chu Development Bureau, 1-1-1 Hayama, Koriyama-shi, Fukushima 963-8540 Japan TEL024-935-1472
(県中地方振興局出納室)

公告第132号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県県北流域下水道建設事務所長 遠藤 洋一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務（コンポスト化） 2,500 t

- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
サントーマス株式会社 福島県二本松市下川崎字三界山33番地
- 5 随意契約に係る契約金額
19,332円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第133号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(コンポスト化)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県県北流域下水道建設事務所長 遠藤 洋一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(コンポスト化) 2,800t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区浜松町二丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
15,660円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第134号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間処理)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県県北流域下水道建設事務所長 遠藤 洋一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬及び処分業務(中間処理) 4,700t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エコ計画 埼玉県さいたま市桜区田島八丁目4番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
54,000円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第135号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県県北流域下水道建設事務所長 遠藤 洋一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（中間処理） 2,700 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社クリーンテックサーマル 埼玉県深谷市折之口1985番地
- 5 随意契約に係る契約金額
62,640円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第136号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（中間処理）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県県北流域下水道建設事務所長 遠藤 洋一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（中間処理） 900 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県北流域下水道建設事務所 福島県福島市鎌田字一本松43番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
栃木ハイトラスト株式会社 栃木県真岡市鬼怒ヶ丘18番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
48,600円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第10条第1項第1号該当

(総務課)

公告第137号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ケージウォッシャー 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
19,963,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年3月29日

(入札用度課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第61号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交通規制情報管理システムの賃借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年6月3日

福島県警察本部長 石田 勝彦

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 交通規制情報管理システム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成29年2月1日から平成34年1月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年6月27日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年6月3日（金）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙60枚が入る程度の大きさで、400円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成28年7月14日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年7月13日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease :Traffic regulation information management system 1set(including related cost concerning emplacement, installation, assembly, adjustment, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 14 July 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 13 July 2016
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月三日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第三十七号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「原子力等立地地域振興事務所」を「ふたば復興事務所」に、「研究所分場長」

を「浜地域農業再生研究センター」所長 研究所分場長」に、「鮫川水系ダム管理事務所

所長 所長」を「鮫川水系ダム管理事務所」所長」に改め、「教育長」を削り、「室長 庁

主幹」を「庁主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月三日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第三十八号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事部局の部本庁機関の項中「第二十三条に」を「第二十三条に規定する東

京オリンピック・パラリンピック担当課長、第二十三条の二に」に、「第二十三条の二

を「第二十三条の三」に、「第二十三条の三」を「第二十三条の四」に改め、同表企業

局の項中「及び本局の課の課長」を、「本局の課の課長及び事業所の所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

○平成二十八年五月二十七日付け定例第二千七百九十九号中

三三五	下	後ろか	郡山市	同市
ら二				

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

正 誤